

第 47 回すいとびあ江南運営委員会会議録

日時 令和 3 年 11 月 22 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場所 すいとびあ江南 2 階 研修室 A

委員出席者 青山英明、石川勇男、大藪豊数、佐々木孝司、杉浦一郎、
鶴見壽子、永井則夫、永井皓、森川公嗣 計 9 名

指定管理者出席者 2 名

傍聴者 2 名

資料① ・すいとびあ江南利用状況について（令和元年度～令和 3 年度の 4 月～9 月）

・地域別宿泊室利用人数（令和元年度～令和 3 年度の 4 月～9 月）

・地域別宿泊室利用室数（令和元年度～令和 3 年度の 4 月～9 月）

資料② ・令和 3 年度すいとびあ江南来館者アンケート集計シート（4 月～9 月）

資料③ ・令和 3 年度すいとびあ江南のふるさと文化育成等事業について（4 月～9 月）

資料④ ・すいとびあ江南における施設等の損傷が発生した場合の取り扱いについて

1. 委員長あいさつ

2. 議題

（1）すいとびあ江南の利用状況（令和 3 年度中間報告）について

議長 指定管理者に説明を求める。

指定管理者 資料①に基づいて説明する。

委員 研修室 A、研修室 B について、4 月、5 月に役員会で使っているが、令和 3 年度の稼働率が令和 2 年度より下がっている理由について、どのように把握しているのか。PR 不足なのか。リモート会議が影響しているのか。

指定管理者 リモート会議の影響もあると思うが、コロナ禍のため、利用者が大人数で集まるのを敬遠しているのではないかと考えられる。また、昨年度は 5 月に臨時休館をした関係で、開館日数が減少したことも関係していると推察される。いずれにしても、今の状況下ですいとびあ江南の PR をしていかなければならない。数字として表れているため、反省しなければならない点かもしれない。

委員 元々すいとびあ江南は「勤労会館」として運営を開始したため、
指定管理者 宿泊はもちろんだが、研修室があるという PR もして欲しい。
すいとびあ江南の営業担当の話だと、全く知らない会社に訪問
すると、「遠慮してください。」と言われる。そのため、過去に
利用してもらったお客様のリピート利用に向けて営業している
が、新規の開拓については、努力不足など反省する部分がある
かもしれない。

委員 研修室の令和 3 年度の稼働率が令和 2 年度より下がっている
のは、利用人数が関係してるのではないか。

委員 大広間について、宿泊者が宴会として利用した割合はどうか。
宴会のみの利用者に対して、どの程度 PR しているのか。また、
国内の利用者の実績に対してどのように評価しているのか。利用
促進に向けて、市内外の利用者に対する PR はどのように実施
しているのか。

指定管理者 宿泊者が宴会として利用した割合について、精緻なデータで
はないが、10%も無いと思われる。宴会については、今まで
受付を控えていたが、あいスタ認証のもと、県の事務局からは、
レストランのコロナ対策は徹底しており、ディスタンス
をとりながら、宴会をすることは問題ないと確認できている
ため、これから市と協議の上、宴会を PR していこうと考えて
いる。現状は、ホームページ上に宴会のレイアウトの案内を
写真付きで掲載している。フロントにも宴会の問合せが日々
増えており、何組か予約をもらっている。また、地域別利用
者数のうち、国内の利用者数の実績については、地域別の構
成比は例年と大きく変わっていない。現在は県内の利用者数
が最も多く、県が実施する「あいち旅 e マネーキャンペーン」
にすいとびあ江南も登録したため、対象施設として県のホーム
ページにも掲載してもらっている。そのおかげもあり、「あ
いち旅 e マネーキャンペーン」の利用が 1 日に 1、2 件ある。
県外の利用者に対しては、ホームページ、SNS を通じて PR し
ており、成果が出ている。また、ふるさと文化育成等事業の
マルシェ等のイベントの中で、出店者、来場者へ積極的に PR
し、宿泊利用等の実績につながっている。

(2) 利用者からの意見等（令和3年度中間報告）について

- | | |
|-------|---|
| 議 長 | 指定管理者に説明を求める。 |
| 指定管理者 | 資料②に基づいて説明する。 |
| 委 員 | サウナを再開したらどうか。現在、ドラマ等でもサウナが取り上げられており、ブームとなっている。また、これから宿泊施設の利用者も増えていくと思うが、WiFiが接続できないというのはあり得ない。私自身、年間を通じて頻繁に比較的安いビジネスホテル等も利用するが、WiFiが接続できないホテルは去年も一昨年もなかった。WiFiが接続できないホテルは、ポケットWiFiの貸出しがあった。すいとぴあ江南の努力不足であり、施設維持の観点からは、市もWiFiの整備をするべきである。指定管理者と事務局から回答していただきたい。 |
| 指定管理者 | サウナについては、過去に迷惑行為があり休止している。ホームページ上でもその内容を告知している。また、コロナ禍におけるディスタンスという面で、すいとぴあ江南のサウナは狭いため、ディスタンスを取ろうと思うと、1人か2人しか利用できない。それらの点も踏まえ、利用を休止しているという状況である。管理側としては、ディスタンスを取れば、利用を再開したいという想いはあるが、感染リスク等を考慮すると怖い。WiFiについては、利用者等から要望をいただいております、導入を検討しているが、数十万円という単位では整備できない。今はコロナ禍もあって、コストがかかるため、整備したくてもできない。 |
| 事 務 局 | サウナについては、感染対策という意味では、再開を慎重に検討しなければならない。もう一方の迷惑行為については、新型コロナウイルスの収束後、感染対策を実施しなくてもいいという状況になった際に、できる限りの対策を講じた上で、再開するという考えもあると思う。現状はコロナ禍であるため、慎重に判断したい。WiFiについては、すいとぴあ江南の収支状況等を考慮すると、指定管理者が費用をかけて整備するのは難しいと認識している。市で実施するとしても、予算措置も伴うので難しいと思うが、委員会の場でいただいた意見なので、今後も検討していきたい。 |

- 委員 サウナに入っていて、コロナに感染したということはあまり聞かない。ここまでサウナを休止していると、サウナに費用がかかるから休止していると捉えられかねない。今回の委員会も、WiFi を利用して ZOOM で参加しているが、ポケット WiFi を使用している。ポケット WiFi 1 つで月額 1,980 円程度である。2 つ、3 つ用意して、利用者に貸し出せばいいのではないか。設備をしっかりと整える必要はない。私が今年宿泊したホテルでも、館内に WiFi がなかったため、ポケット WiFi をホテルが借りて、利用者に無料で貸し出していた。また、有料で 1 泊につき 300 円の利用料を徴収しているホテルもあった。それでもいいと思う。ぜひとも、年末年始に間に合うように「WiFi ございますよ」等の PR をして欲しい。
- 委員 近隣のビジネスマンが利用料金の安さから、すいとぴあ江南に泊まりたがるが、WiFi がなくて困っていると聞いたことがある。WiFi が使えるような方法を考えて欲しい。

(3) すいとぴあ江南のふるさと文化育成等事業（令和 3 年度中間報告）について

- 議長 指定管理者に説明を求める。
- 指定管理者 資料③に基づいて説明する。
- 委員 以前よりお願いしていたフラワーパーク江南との連携について、実施してもらって感謝している。先ほど、フラワーパーク江南の 2 期エリアを見てきたが、管理棟等の工事がだいぶ進んでいるように見受けられた。事務局はフラワーパーク江南の 2 期エリアの工事について詳細を把握しているのか。分かれば教えて欲しい。また、来年度に向けた連携事業の計画はあるか。
- 事務局 事務局では、詳細は分からない。市の公園担当課が把握していると思う。（後日確認したが、工事完了時期は未定）
- 委員 2 期エリアの工事に向けた連携事業としては、フラワーパーク江南と来月打合せを実施し、新たな試みについて協議していく予定である。
- 委員 ふるさと文化育成等事業の利用人数の中には、リピーターが多いのか。新規の利用者が多いのか。それによって、PR する方向性も変わってくると思う。
- 指定管理者 リポート率については、大人数で参加できる事業については分からないが、参加者の名前等をいただいている事業は把握できる。リポートに向けて PR していると思うが、再利用の促進

という部分では弱いかもしれない。市の広報こうなんは市民の反応が良いので、上手く活用して集客につなげたい。特にマルシェについては、実行委員会等の SNS でも PR してもらっているため、集客につながっている。市内に対しては、広報こうなんで PR し、市外に対しては、SNS を通じて PR をしていく。

委員 ふるさと文化育成等事業の収入実績、支出実績について、財源は指定管理者、市のどちらの取り扱いになるのか、収入はどこに入っているのか。また、市として、ふるさと文化育成等事業に対して何を求めているのか。事業を通しての成果、効果測定
の判断基準はどのようにしているのか。さらに、その判断基準を通して、達成できていると考えているのか。もしくは達成できていないと考えているのか。

指定管理者 収入について、物を作るような事業については、材料費のみいただいております。指定管理者の収入としている。

事務局 ふるさと文化育成等事業の収入、支出について説明を補足させてもらおうと、収入は、利用者から実費以下の料金をいただいております。低額の設定としている。支出については、それなりのイベント等を開催すると収入以上の経費がかかる。そもそもの話になるが、指定管理者を選定する際に、市から、ふるさと文化育成等事業を実施するという条件をつけている。また、広く市民に参加してもらおうことを目的として、利用料金を低額に設定するために、年間の収支差額をマイナス 300 万円以上確保するという内容で指定管理者に応募してもらい、応募者の中から議会を通して、指定管理者を選んでいる。ふるさと文化育成等事業に限らず、各施設についても、条例で定めた低額の利用料金収入に対して、維持運営費が発生している。その結果、ふるさと文化育成等事業の収支も含め、収支差額がマイナスになる分を毎年、指定管理料として市から指定管理者に支払っている。令和 3 年度のふるさと文化育成等事業の中間報告としては、収支差額がマイナス約 100 万円強であり、年間を通してマイナス 300 万円以上としてもらう予定である。現在は、新型コロナウイルスが落ち着いているが、ヨーロッパではロックダウン等が実施されており、予断が許されない状況である。その中で、今年度も収支差額マイナス 300 万円を達成するという点について、市も確認させてもらおう。ふるさと文化育成等事業を通じて何を求めているかについては、条例、仕様書等にも記載しているが、江南ならではの昔からの文化の普及や振興、新しい文化

の育成、勤労者の文化、教養に貢献するもの等が含まれる。ふるさと文化育成等事業を通しての成果、効果測定については、四半期に一度のモニタリングの中で指定管理者、館長と市の担当者の中で現場の気になる点を確認しながら、1時間程度のヒアリングを実施する。その際に、ふるさと文化育成等事業のサービス内容、各種団体との連携状況、事業実績等を評価する。収支の実績についても、あまりにも収入が高い事業があれば、どのような理由で高かったのか等を確認する必要があると思う。それらを観点として、成果、効果測定を市として判断している。達成できているかについて、利用率、稼働率に関しては、昨年度、今年度は、事実として達成できていないと思うが、コロナ禍であることも踏まえた上での判断になると考えている。

委員 私自身も時間がある限り、ふるさと文化育成等事業に顔を出している。市議会議長も大変よくやっていると評価しており、私もそのように思っている。新型コロナウイルスの収束後もこの勢いを絶やすことなく、どんどんやっていって欲しい。先日も、突然だったが「こども食堂」のフードドライブをすいとぴあ江南で実施して欲しいとお願いしたが、市とすいとぴあ江南が快く受け入れてくれ、とても良いことだと思った。

3. その他

議長 事務局に説明を求める。
事務局 資料④に基づいて説明する。
委員 何故このような説明がされているかという、議会で誰がこの事件を起こしたのかを追求したところ、それを答えるべき責任者が「私はその人を知っているが、言えない」とのことであった。すいとぴあ江南は、市民の税金で建てられた施設であるため、告訴した。その後、書類は検察庁に送検された。数年前に、市の職員の飲酒を伴う宴会がすいとぴあ江南の大広間で行われ、その帰りに泥酔した職員が1階と2階の踊り場の壁を損傷した。これには2つの証言があり、1つは、転んで肩をぶつけたという証言と、蹴って、足が穴の中に入ったという証言である。酒に酔って、壁の穴を足で蹴ったとなれば、これは故意ではないか。事故の報告書を請求したが、報告がされていなかった。修繕料についても、すいとぴあ江南は、市や本人に請求していない。一方、自動車による花壇の損害については、原因者による現状復旧を行わせており、市、すいとぴあ江南が弁償

事務局長 させている事案がある。市の職員ならば許され、市民は許されないという付度かと考えてしまう。市の職員だから、市民だからではなく、しっかりと対応していただきたい。

委員 他委員から、これ以上の意見がないということだと、基本的には、現在の対応を継続することになるが、ただいまの委員の意見からは、対象者について、誰であっても同じ対応をすることになる。届出書の提出については、あまりにも軽微なものは、ケースバイケースの判断になる部分もある。基準を設けるのは難しいと思うが、他の委員から意見があればいただきたい。意見がなければ、基準を設けるのは難しいため、現在の対応を継続させていただく。そういった対応の中で、人によって対応を差別していると思われることのないよう、指定管理者も市も意識し、運用していきたい。また、ケースバイケースになるが、届出書の提出についても、度が過ぎるもの等については、利用者にしっかりと提出してもらえようように説明していく。

委員 取り扱いは平等にすべきだと思う。

委員 条例にある「損害を賠償させるのが適当でない」と認めるとき」というのは、実際に市長が判断するのか。

事務局長 原則、担当部署で判断する。

委員 現場の館長等が判断しながら、最終的に市長にあげて、判断するのか。

事務局長 現場の方で察知した情報については、できるだけ早く市へ相談してもらい、速やかに判断することになると思う。

委員 今回の事件については、「器物破損」ではなく、「建造物損壊」になる。現場で見てもらえば分かると思う。知り合いの業者に確認したところ、このレベルの傷だと、壁全体を直さなければいけないとのことで、それなりの費用がかかる。中立の立場で損害費用等を試算する会社に問い合わせたところ、写真だけの判断だが、壁1枚を修繕するには、恐らく100万円以上かかるのではないかとのことであった。これらの情報も含め、市の職員だから付度していると思われぬような、平等な対応を考えて欲しい。

事務局長 次回の運営委員会は、来年2月に新たな委員で開催を予定しています。12月より新たな委員の選定手続きを順次進め、決まり次第、日程を調整します。